



別紙様式第1号（第3関係）

平成28年 4月 4日

奈良市議会議長 浅川 仁様

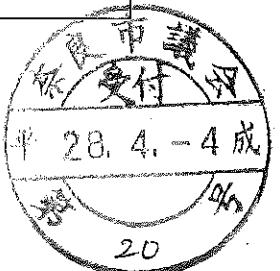
質問者：植村佳史



## 文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
奈良市新斎苑基本計画（案）と資料「新斎苑周辺の地質状況について」について	<p>新斎苑建設候補地の地質について質問します。</p> <p>3月28日の奈良新聞の記事で、奈良教育大学の和田穰隆教授（火山地質学）は「高樋断層、三百断層は推定活断層になる」との見解を示されているとありました。そこで、この事に関連して質問します。</p> <p>1点目に、「新斎苑周辺の地質状況について」の資料P5の空中写真による地形判読結果の図には、都市圏活断層図による断層の表示で、赤線が活断層、緑線で示されているのが「推定断層」となっているが、これは正しいのか。</p> <p>2点目に、八千代エンジニアリング（株）</p>	市長



制作による「新斎苑周辺の地質状況について」の資料P2上から12行目に「最近の見解は、高樋断層、三百断層は活断層ではない」と記載しているが、国土地理院の「都市圏活断層図」奈良D1-No350では、推定活断層となっており、「活断層ではない」と断定するのは誤りではないか。

3点目に、「新斎苑周辺の地質状況について」の資料のP13及びP14において、土石流について生産土砂量を「移動可能渓床堆積土砂量」だけで試算している。河川砂防技術基準の調査編では、生産土砂量は「移動可能渓床堆積土砂量」と「崩壊可能土砂量」を調査することになっているが、「崩壊可能土砂量」を表示していないのはなぜか。

受付日	平成28年 4月 4日
送付日	平成28年 4月 7日